

室町殿行幸にみる足利義教の位置づけ

石 原 比 伊 吕

はじめに

永享九年（一四三七）、時の後花園天皇は足利義教の邸宅へと行幸した。

この永享行幸については、既に相応の研究が蓄積されているが、その一方で、未だ多くの論点を提供してくれる素材もある。本稿では永享行幸を中心に、それに先行する永徳年間の足利義満邸行幸、応永年間の北山殿行幸も参考にしながら、足利家と北朝天皇家の関係について、気づいた点をいくつか述べていきたいと思う。

室町期の公武関係、具体的には足利家と北朝天皇家の関係については、筆者もこれまでいくつか拙い論攷を発表してきたが、なお百家争鳴とも言うべき研究段階にあり、結論的な一致をみない。本稿を通じて室町期公武関係の典型とはいかななる姿であったかの一つの仮説を提示できれば、と思う。

なお、本稿では専ら『永享九年十月二十一日行幸記⁽³⁾』を用い（以下、「本史料」）、本史料からの引用には特に注を付さない。

第一章 義教の行動様式

本章では、永享行幸において義教がどのような自己規定をしていたかについて、儀礼中の位置付けから考えてみたい。

1 准摶闇としての役割

最初の論点は、この行幸において義教が、いかなる立場で振る舞つていたのか、という点である。義持期の室町殿には、「准現任摶闇」との側面があつたこと⁽⁴⁾、義教は実態的には義持のあり方を継承したこと⁽⁵⁾を踏まえるならば、義教が、准現任摶闇のような立場において行幸に参加していたとしても不思議はない。この点について確認しておこう。

池亭氏は、秀吉の聚楽第行幸に関して次のように記している。

天皇に扈從して裾を取るという関白の役割を、秀吉が演じていたこと
は確かである⁽⁶⁾。

次第に巡る、

聚楽第行幸で豊臣秀吉がつとめたような、典型的な現任摂関の役割として「裾を取る」（以下「御裾役」）というものがある。当該期においても実際に、「准現任摂関」として振る舞つた義持と、本来の摂関である一条経嗣が「裾を取る」という役割を分担してつとめた事例のあることを、かつて拙稿でも指摘した⁽⁷⁾。

したがつて義教が准現任摂関として振る舞つたか否かについては御裾役について確認すればよい。同じようく現任摂関の役割と評価しうる役割である御簾役も併せて、永享行幸中における記述を一覧化したのが稿末の表Aである。一瞥して明らかにように、御簾役・御裾役は全て関白二条持基がつとめている。義教は、御簾役・御裾役など自らを「准現任摂関」として演出するのに好適な行動を一切とらなかつたのである。

次に、御裾・御簾役以外の点においても、同様のことが言えるかどうか確認しておきたい。まずは晴御前（二一日）における座次について。

関白二条持基が「階の東の座に」着したのに対し、義教は「西の円座」に座している。関白と義教の間には「隔階」により烏丸資任が盃を取り次いだのに対し、義教から右大臣（近衛房嗣）以下へは、単に「次第に巡る」とのみ記されていることを踏まえると、関白二条持基のみが東の座という特別待遇を受けており、義教は、あくまで筆頭公卿としての扱いであったことがわかる。次に還御の場面（二六日）での座次も見ておきたい。

母屋の簾中の御座に出御、南の簾子の端、西東に円座を敷、関白東に着座、室町殿西に着せ給、次右大臣、万里小路大納言着座、

里小路大納言（時房）とともに西の座に位置している。さらに行幸当日（二一日）の室礼についても一瞥しておく。

一、寝殿の東の庇の方四ヶ間を諸司の御所にしつたはる。（略）

其南の間に縫綿端の畳一枚敷て、東京の錦の茵をくはへて平敷の御座とす、其南の間の西にそへて両面一畳敷、関白の座とす、

（略）

関白の盃を室町殿に授被申、依隔階、資任取伝て参らす、右大臣以下

『永享九年十月二十一日行幸記』においては、天皇の御座と関白の座

のみが特記されているのである。このことは、義教の座が「御座」「関白の座」とは一線を画すものであつたことを意味する。この点からも義

教が摂関に准ずる存在としては扱われていなかつたことがわかる。

義教は、「准現任摂関」としての行動を一貫してとらなかつたと結論

付けてよいだらう。

まず、行幸当日の行列を見てみよう。

申刻許に行幸ならせ給ふ、
(略)

一 行列

先隼人兵士（略）次公卿下臘を為先、四条宰相、源宰相、右衛門督、中御門中納言、飛鳥井中納言、殿大納言、三条大納言、花山院大納言、按察大納言、万里小路大納言、右大臣、

室町殿童僕行列

先移馬居飼、同御廄舍人、番頭八人、帶刀十五番、番長二人、御馬、副舎人、御廄舍人、居飼、布衣侍十人、下臘御隨身二行、御馬副八人、権御隨身二人、左大將、右大將、御輿の左右に前行、次御輿、次將左右に手組して供奉す（略）閑白、毛車にて後陣に供奉せらる、（後半部の割注は省略した）

義教は義持期以来の慣習に従い「准現任摂関」として振る舞うこともあつたが、そもそも当時の官職は左大臣である。筆者はかつて足利義持を「准現任摂関」として位置づけたが、やや誤解を招くおそれのある表現なので、ここで補足をしておけば、義持は「現任の摂関のように振る舞うことが可能な存在」ではあつたが、「常に現任の摂関として振る舞うこと」を義務づけられた存在」ではなかつた。本人の意志で、朝廷儀礼等に内大臣として参加することも、儀礼そのものに参加しないことも可能な立場にあつたと思われる。足利家にとって「准摂関家」という家格は、利用可能な政治的資源に過ぎず、それによって行動が制限されたり、強制的に規定されたりするようなものではなかつたと考える。

当然、義教についても同じことがいえ、本人が特に必要としない限り、義教は「現任摂関」ではなく、左大臣として行動したものと思われる。したがつて、このときの永享行幸においても、義教は左大臣として振る舞つていたと考えるのが自然であろう。以下に検討したい。

義教は左大臣の職務として行列に従う役割を担つていたが、同時に行幸を受けるホストでもある。したがつて「室町殿童僕行列」との表現から、僮僕を参列させることにより義教の存在を擬制的に演出する一方で、義教本人は室町殿に先回りして出迎える準備を整えていた可能性もある。ただ、「御馬」とあることを重視すれば、実際に義教も行列に参加していた可能性が高いだらう。そして、その時の位置は、「公卿下臘を為先」という中で、右大臣の次であつた。つまり義教は左大臣として

規定の位置についていたのである。

それは還御行列においても同様であった。

一 行列

先隼人兵士（略）次公卿四条宰相、別当、飛鳥井中納言、花山院大納言、按察大納言、万里小路大納言、右大臣、室町殿童僕、廿一日に同、右大将、次御輿、次將左右に手組して供奉す（略）関白、毛車にて後陣に供奉せらる、今日は皆常の装束也、次第に下馬、室町殿左衛門陣にて御馬より下させ給ふ、

「ここでも、やはり「室町殿童僕」は、右大臣の一つ御輿寄り（上位）に位置している。

ところで、池享氏は、永享行幸における義教の行列の位置について、次のように述べる。

義教はわざわざ十月十日付で「兵仗隨身」に任命され、当日は牛車に乗つて参内したが、馬に乗り換えたうえで、公卿と左右大将に挟まれて天皇の輿の前に供奉した。このように、武官として天皇の近くで警備にあたつていたのである。⁽⁸⁾

池氏は、義教の行列位置について、「武官として天皇の近くで警備にあたる存在としての演出意図によるものとしている。しかし、「下臍

を為先」との表現を踏まえるならば、仮に義教に池氏の主張するような政治的意図があつたとしても、一義的には、左大臣であることによつて右大臣の次という位置が用意をされたと考えるべきだろう。義教は行列において、あくまで左大臣として規定通りの位置についていたのである。さて、行幸あるいは還御の行列が出発及び到着する際には、公卿已下の廷臣は南庭に列立する。そのときの義教の位置付けを見てみよう。まずは、行幸が出発する直前について。

此間室町殿高遺戸を降らせ給て、陳の座にて御靴をめして、宣仁門を入せ給て、軒廊第一間に立せ給、番長一人従奉る。御裾を直す、次右大臣_{房嗣}、内大臣_{房平}、万里小路大納言_{時房}、按察大納言_{公保}、右大将_{公名}、花山院大納言_{持忠}、三条大納言_{実量}、殿大納言_{持通}、進み立、其外は依所狭不立之、

義教に統いて右大臣近衛房嗣以下が位次に従い「進み立」つている様子が伺えよう。義教の位置付けが左大臣としてのものであつたことが了解できる。次に、室町殿到着後の列立の様相を見てみよう。

室町殿進み出させ給時、家礼公卿蹲居、南庭櫻木の南に立せ給_{有御}、右大臣、内大臣、万里小路大納言、按察大納言、右大将、花山院大納言、三条大納言、殿大納言に至て列立、⁽⁹⁾

やはりここでも、義教に続いて、「右大臣」以下が「南庭橘木の南」

に列立している。最後に、還御に際する列立。

第一章 簾中

室町殿左衛門陣にて御馬より下させ給、御笏を取せ給て不被下御裾して、南庭の橘木の下進み立せ給、右大臣、万里小路大納言、按察大納言、花山院大納言、列立、

義教が「庭の橘木の下進み立せ給」いて後に、右大臣以下が列立するというあり方は、前二例と同様である。還御の場面においても、義教は右大臣の上首、すなわち左大臣として列立していたのである。

義教は公卿が列立する場面において、右大臣以下の上首、すなわち左大臣として振る舞っていた。行列での立ち位置や、公卿列立における位置づけをみる限り、義教は一貫して左大臣としての立場で行幸に参加していたのである。

本章の要点をまとめると、永享行幸の儀礼的空间において義教は、基

本的に左大臣として振る舞つており、室町殿の持つ准現任摂閥という側面が、儀礼の前面に押し出されることはなかった。永享行幸が、足利義満の永徳行幸を先例に挙行されたことはつとに指摘されている⁽¹⁰⁾が、ここ

から、永享行幸は厳密には、〈左大臣である足利義満〉が招聘した永徳行幸の再現であったことがわかるだろう。すなわち永享行幸は、室町殿が持つ諸要素のうち、准現任摂閥や武家の長（右大将、征夷大将軍）などではなく、「左大臣」という要素を強調する行事であつたと判断できる

室町殿行幸にみる足利義教の位置づけ

のである。

さて、前章で述べたように、行幸の儀礼的空间においては、基本的に左大臣として振る舞い、准現任摂閥としての役割を担わなかつた義教であるが、行幸全体を俯瞰したとき、左大臣という枠組から外れる行動も存在している。具体的には「簾中に伺候する」という行動であるが、本章では、その点について考えていきたい。

1 義教と簾中

一〇月二三二日の舞御覽における義教の行動を見てみよう。まずは座次について。

西簀子の北南に敷円座、以北為着座公卿之座、室町殿も此座に雖可有御着、先簾中に有御伺⁽¹¹⁾公、

左大臣である義教は、本来なら公卿座に着すべきところ、この日は簾中に伺候していたことがわかる。これは左大臣という枠組では解釈できない行動様式である。次に給祿の場面での一齣を掲げる。

久頼採桑老を舞程、室町殿北の腋より出され給て前内大臣の上に着給、人々動座す。舞のはてつかたに、御座の間の北の間より松かさねの二衣（割注略）を被推出、室町殿進みよらせ給て是をかけさせ給、

この日、義教は簾中に伺候していたことを先に述べたが、舞御覽の途中、多久頼が採桑老を演舞しているときには、公卿座に移動し、久頼に対する天皇からの褒美たる「松かさねの一衣」を給す役割を果たした。ただし、次に「此後、経本路給て簾中に有御參」との記述が続くよう、給祿の役目を務めたのちは、再び簾中に戻っている。二二日の舞御覽において義教は、左大臣として公卿座に着すのではなく、給祿の場面を除き、終始、簾中に伺候していたといえるだろう。

また、義教が簾中に伺候したのは、なにも二二日だけではない。二三日の様子を見てみよう。

又同於御庭、舞有御覽（略）今日は室町殿無御着座、御上結にて簾中

に御伺公、伏見殿同南御方関白参らせ給て有一献、

二四日の鞠会における義教についても、最初は、「簾中有御參、有一獻」（傍線部A）という状況にあり、その後、左大臣として規定の座（公卿座）に移動し、蹴鞠を參觀している（傍線部B）。この日もやはり簾中で「南御方」「関白」とともに「一獻」している点を確認しておきたい。更には、二六日（還幸の当日）の様子も一瞥しておこう。

還幸之日也、先御会所へ成せ給て有一獻、嶋、破籠、造物、御盃台被置之、伏見殿の南御方関白參せ給ふ、室町殿先御直衣にて有御祇候、には後花園天皇の他に、「伏見殿」（貞成、後花園実父）、「同南御方」（後花園実母）、「関白」（一条持基）が同席していた。

次いで二五日の鞠会。

室町殿滞在の最終日、後花園は還幸行列に先立ち、御会所で南御方や関白とともに「一獻」を酌み交わしたのであるが、義教は、その場にも

西向の御懸皆松也、にて有御鞠、申時計に始て、室町殿御直衣黄紅葉^Aの二重織物の御衣^{御綾紅薄色}の指貫御^{御綾紅薄色}先簾中有御參、有一獻、嶋、破籠、折、作物、御盃の台などおかる、伏見殿の南御方有御參、関白も先簾中に參給、此間露払有、賀茂之者計也、藏人源為治鞠を置、露払果て賀茂の輩退出、其後鞠足の公卿殿上人西の入屏中門着座、北方対の屋の前に敷座、公卿小文の畳、殿上人円座一列也、西の壁の下に北を上にて賀茂之輩可敷座、円座也、見證之在南、小文の畳を敷、関白以下西の屏中門を入れて着座、室町殿中門南の上戸より有御出で^B朝臣^{水邊}着此座、人々動座、

伺候した。

2 行幸における簾中

前節では、義教が永享行幸の期間を通じて、天皇近親（伏見殿、南御方）や関白二条持基などとともに、簾中や御会所などで後花園に伺候していた様子を確認した。それでは、簾中に伺候することには、いかなる意味があつたのだろうか。別言すれば、簾中とはいかななる空間であったのだろうか。本節では中世における行幸に関する史料から、どのような立場の人物が簾中に伺候していたかについて考察したい。

最初に掲げるは、弘安八年（一二八五）二月末、北山准后貞子九十賀のための北山殿行幸をめぐる『増鑑』の記述である。

廿九日の夜まづ行幸あり（略）御簾の中に、西の一間にうげん二帖、からにしきのしとねしきて、内の上の御座とす、おなじ御座の北に大文の高麗一帖しきて、春宮わたらせ給、西の廊にこれも屏風をそへて、うげん二帖、にしきのしとねに准后ゐ給へり、おなじ廊に東二条院わたらせ給⁽¹⁾、

試楽廿三日ときこえしを、雨ぶりて、あくるつとめて人々まいりつどふ（略）月花門院、花山院准后などは、大宮院のおはします御座に御木丁をしのけてわたらせ給、宸殿の第四の間に袖ぐちども心ことにしてをしいださる、大納言の二位殿、南の御方などやむごとなき上臈は、院のおはします御簾の中にひきさがりてさぶらひ給、いづれもしろきはかまに二ぎぬなり、東のすみの一間は大宮院、月花門院の女房どもまいりつどふ、西の二間に新准后さぶらひ給、御前のすのこに關白をはじめ（略）みな御階の東につき給⁽²⁾、

「院」（京極院信子、龜山母）の御簾には、「やむごとなき上臈」である「大納言の二位殿」「南の御方」が候じていた。したがつて母院の御簾においては、特に身近な女官も伺候していたようである。『増鑑』をさらに紐解いてみよう。

又のとしの春やよひのはじめつかた、花御覽じに北山に行幸なる（略）わたらせ給」うための座（春宮は、のちの伏見天皇）が設営されていたことがわかる。したがつて御簾の中は天皇及び春宮、つまり皇親が所在

するための空間であつたことといえよう。とはいえ、簾中に入ることができたのは、皇親に限られていたわけではなかつた。同じく『増鑑』より、文永五年（一二六四）閏正月、亀山天皇が後嵯峨上皇五十賀のための舞御覽試樂に臨席すべく冷泉殿に行幸したときの様子を見てみよう。

元弘元年（一二三二九）、後醍醐天皇は「花御覽じに北山に行幸」した。その際、御簾の中では女官が楽器を演奏している。御簾には、天皇及びその近親が所在しただけでなく、日頃から身近に仕えている一部の女官も候じていたのである。また、それに加えて男性人臣の中にも御簾に伺候する人物がいた。次に示すように、御簾に「候ず」という状態は、右大臣（近衛家基）などの一般人臣にも見られる。

未列上皇出御依赤衣御袍、及此題裏、右大臣候御簾、依出自階間東帶関白襄簾、
関白已下次第着座、⁽¹⁴⁾

もつとも、この場合、御簾の外か中かの判断はできない。そこで、明確に御簾の中で伺候したことがわかる史料を確認したい。

胡飲酒の舞は実俊の中将とかねて聞えしをちゝおとゞのこととにとゞまりにしかば、近衛前関白殿の御子三位中将ときこゆる、いまだわらはにて舞給、別してこの試樂よりさきなりしにや、内々白河殿にて心みありしに、ちゝの殿も御簾のうちにてみ給、若君いとうつくしう舞たまへば、院めでさせ給て、舞の師たゞもちろんたまはりなどなどしける、⁽¹⁵⁾

再び、『増鑑』における文永五年の舞御覽試樂に関する記述を取り上

げる。忌中の「実俊の中将」（西園寺実顯）にかわり、急遽「三位中将」（鷹司兼忠力）が胡飲酒を演舞した場面である。ここでは、「ちゝの殿」（＝「近衛前関白殿」＝鷹司兼平）が「御簾のうち」で「三位中将」の胡飲酒を観覧している。前関白である鷹司兼平は「院」（後嵯峨上皇）の御簾に伺候していたものと解釈できよう。

午剣、法皇出御御座、新院同出御、円満院宮、仁和寺宮、前関白兼平、并関白等候簾中、⁽¹⁶⁾

右は文永七年の宸筆八講に関する史料である。ここでは、後嵯峨法皇、後深草上皇の御簾に、円満院宮と仁和寺宮などの法親王（皇親）の他に、前関白鷹司兼平と現関白鷹司基忠も伺候していたことがわかる。

以上、現任摶関及び摶関経験者についても簾中に候じた事例のあとを確認したが、これまでの考察を総合すると、天皇や法皇の簾中にできる人物は、近親、然るべき身分の女官、摶関（経験者）にほぼ限定できるのである。したがって、簾中に伺候するという義教の行動は、左大臣という立場では理解できない。ならば、義教は摶関的立場において簾中に伺候した可能性が考えられる。しかし、摶関の役割を全て二条持基に委ねていること、その持基も義教と同様に簾中に伺候していたことを鑑みると、義教が自身を現任摶関に准ずる存在と位置づけて行動していたとは考えがたい。そこで、節を改め、もう少しこの問題について考察を進めたい。

3 足利家邸宅への行幸における簾中

そもそも足利家当主の邸宅への行幸において、室町殿が簾中に伺候するという行為は、珍しいことだったのだろうか。著名な北山殿行幸から確認してみよう。

事はてゝ入御あり、関白御きよにさふらひ給ふ、御あるしもわか君もおなしく御ともにうちそへまいり給し、そのゝち関白いしいししたいにまかて出給ふ。⁽¹⁾

右に見られるように、二〇日にも及ぶ行幸において、後小松天皇の「入御」（ウチの空間への移動）に、義満・義嗣父子が伺候する場面を確認できる。ちなみに、この行動は、義満だけでなく義嗣も同行していることから、現任摂関あるいは元摂関という枠組では評価できない。その一方で、義満（あるいは義嗣）が、後小松天皇の簾中に伺候したことをする史料となると、趣を異にする。

さてもふしみの入道親王、とかのおの法親王は、いまの世の筆、ひには、ならひなきほとの名をとり給へは、ことなるおほせ事にてまいらせ給へり、されとも御座しきなとは、さしあらはれてもいかゝと、かねてさたありて、簾中に御座のつきのまをわけへたてゝ候はせ給ふ

なり⁽¹⁸⁾、

三月一四日に催された舞御覽には、「ふしみの入道親王」（栄仁）、「かのおの法親王」（善仁）も所作人として参加しているが、彼らの「御座しき」については「かねてさたあり」、「簾中に御座のつきのまをわけへたて」たものであった。栄仁と善仁の両親王は後小松と同じ簾中に伺候していたわけであるが、一方で、次の史料によると、義満と義嗣はこの時、簾中ではない規定の座で所作人（笙）の役目をつとめている。

次に簾中に出御あり、御あるしも若君も、すのこの座につかせ給ふ、次に関白已下公卿おなしく著座せらる、所作人の殿上人はすきわだとのゝの座につく。⁽¹⁹⁾

すなわち栄仁と善仁が簾中に伺候したのと同じ場面で、「御あるし」（義満）と「若君」（義嗣）は「すのこの座」に着座しており、簾中には伺候していなかつたのである。この場面をはじめとして、北山殿行幸において義満・義嗣が、簾中に伺候するという行動をとつたことを示す管見では目にしていない。また義満は、永徳度の室町殿行幸においても、やはり簾中に伺候するという行動は取らなかつたようだ。

しゆぐわう、くわんぱくは簾中にこうぜらる、右大将直衣けんえい（略）所作しやうなり⁽²⁰⁾、次そつの大納言ふえ、今までがはの大納言びは（以

下略)

やはり舞御覽の場面であるが、「くわんぱく」（一条経嗣）が簾中に伺候する一方で、義満（右大将）は、他の所作人と同列の存在として振る舞つていたことがわかるだろう。

義教は、義満時代には行われなかつた「天皇の簾中に伺候する」という行動を、新儀として永享行幸で採用したのである。それでは、そこには一体どのような義教の意図があつたのだろうか。或いは、義教が簾中に伺候したという事実は、当該期の公武関係において、どのように位置づけられるだろうか。

この点を考えるにあたつて参考にすべきは桜井英治氏の次の叙述である。

義満と義持期に足利家家督は後光厳流皇統と強固なミウチ関係にあつたというのが家永氏の主張である。桜井、家永両氏の指摘を踏まえて、尊属であるのに対し、義持は又従兄弟という並列する位置にあつた。⁽²²⁾

義教の行動を位置づけてみよう。

まず、簾中に伺候するという義教の行動は歴代足利家当主の中でも特筆すべき行動であった。簾中に伺候するというのは、皇親、現任（あるいは元）摂関、近しい女房に限られていたが、行幸中の義教の行動パターンを踏まえるならば、摂関あるいは元摂関という資格においての行動とは考えがたい。そして皇親及び現任摂関に共通するのは、兩者が「ミウチ」であるという点である。すなわち、義教による簾中への伺候はミウチとしての行動であると位置づけられるのだろう。

「あたかも後小松天皇の実父であるかのように振る舞つていた」義満でさえ行わなかつたミウチとしての行動を義教が行つた意味は大きい。すなわち足利家当主のミウチ化は、義満期以降、義持・義教期を通じて、義満の権力が後小松天皇にたいする事実上の「父權」のうえに成り立つていたことはまちがいない。⁽²³⁾

義満が後小松院の父權保持者の如く位置づけられていたことを確認しておきたい。さらに家永遵嗣氏の指摘を掲げよう。

期に特有の現象ではなく、室町期公武関係の基本形態であつたと判断で

きるのである。

第三章 カワラケ

前章の内容は詮ずるところ、永享行幸には室町殿と天皇の親近性を可視化するという要素があつたということである。そして、その親近性を特に表象する儀礼として、天盃の授受がある。本章は、天盃を糸口に天皇と室町殿の関係を考えてみたい。

1 天盃と「土器」

永享行幸において天盃儀礼は二日に見られる。

入夜晴之御膳参る、

(略)

主上御盃を取ましゝて室町殿に有御目、揖して座を立せ給、家来の人動座、是に先立て衝重を高欄の下に取捨て、御前に候し給ふ、主上聞召て更に酒を盛しめて授被申、室町殿急ぎ御笏を御懷中有て、天盃を御給有て本座に帰着せ給、

「天盃を御給有て」とあるように義教は後花園の天盃を賜つている。

注目すべきは、その次の部分である。

召に依て頭中将隆遠朝臣参る。仰を承て御土器を持参、是を取せ給て、酒を移し入て、御酒盃をば隆遠朝臣に給、是を給て退、室町殿聞召由にて御座下に置せ給て、揖して南階を降らせ給て御舞踏有、

「召に依て頭中将隆遠朝臣参る。仰を承て御土器を持参」とあるように、鷺尾隆遠が「御土器」(=カワラケ)を持参し、義教は天盃をカワラケに移しかえ(「是を取せ給て、酒を移し入て、御酒盃をば隆遠朝臣に給」)、カワラケの酒を飲み干して、舞踏を行つた(「室町殿聞召由にて御座下に置せ給て、揖して南階を降らせ給て御舞踏有」)。さらに、その後、次のような所作も確認される。

次藏人頭資親朝臣瓶子持參、元の土器をとらせ給て、資親朝臣をして閑白に伝へ給、次第に巡りて之後、主上入御、

「元の土器をとらせ給て、資親朝臣をして閑白に伝へ給」とあるように、義教は舞踏した後、自身の飲み干したカワラケを閑白一條持基のもとに届けさせ、閑白以下列参の公卿に巡流させている(「次第に巡りて」)。義教への天盃の儀式においてカワラケが使用された点は注目に値する。なぜならば、本稿で主に使用してきた『永享九年十月二十一日行幸記』において、「土器」「かわらけ」との表記は、ここでしか用いられていないからである。天盃当日の酒宴における酒器の表記を確認しておこ

う。

之女房也、鴨祝光冬が娘也、依為老体被召出、眉目之至也、今日は御台白き浮織物の御小袖に御袴御まほり計也、

次献杯有、益藏人頭隆遠朝臣、瓶子五位職事資任也、関白の盃を室町殿に授被申、

右に見られるように、天盃当日の様相をみる限り、義教が天盃を賜つたとき以外の酒器は「盃」として表現されている。この場合の「盃」は銀器であろう。⁽²³⁾

次に翌々日の二三日条を紐解こう。

今日は室町殿無御着座、御上括にて簾中に御伺公、伏見殿南御方関白参らせ給て有一献、嶋、破籠、折、作物、御盃の台などをかる、

二三日、簾中に義教が伺候した際には、調度品として「御盃の台」が置かれたことこそわかるものの、酒器そのものについての記述はない。

それは二六日条についても同様である。

2 永徳・応永行幸における天盃

それでは、室町期に行われた他の足利家長邸への行幸においても、天盃の儀礼は行われたのだろうか。また、その場合、カワラケが用いられた（あるいは「土器」と表記された）のだろうか。

永徳の後円融による義満邸行幸を見てみよう。

先御会所へ成せ給て有一献、嶋、破籠、造物、御盃台被置之、伏見殿の南御方関白參せ給ふ、室町殿先御直衣にて有御祗候、関白も直衣也、次於泉殿有一献、しま、折、御盃台被置之、伏見殿の南御方関白同参らせ給、又新しき御会所にて有一献、嶋、折、御盃の台あり、伏見殿の南御方御台南向有御參、関白も被參、堀川の局天酌にてたゞ、本所

主上御はいをきこしめして、さらにさけを入れて右大将いそぎしやくをさして、てんぱいを給りて、ほんざにかへりてをのこどもをめす、⁽²⁴⁾

「主上」（後小松天皇）から「右大将」（義満）へ「てんぱい」が下されおり、天盃儀礼が執り行われたことがわかる。

頭中将かはらけをぢさむす、右大将ひざまづきて、さか月なる酒をかはらけにうつし入て、御酒盃をば頭中将に返し給、頭中将これをとりてしりぞきいづ、次大将さけをのみてかはらけをざかにをきて、ゆうして南かいをくだりて、はしのまのにしきのほとりにたちてぶたうせらる、

その際、義満は持参されたカワラケに盃から入れかえ（「頭中将かはらけをぢさむす、右大将ひざまづきて、さか月なる酒をかはらけにうつし入て」）、カワラケの酒を飲み（「大将さけをのみてかはらけをざかにをき」、「ぶたう」を行つて）いる。

次藏人頭へいしをぢさむす、大将もとのかはらけをとりて、しだいにじゆむりうあり、大かた天子の御さかづきを給はるはれのぎ、むかしよりまれなる事也、

さらに義満は「ざかにお」いたカワラケをとり、次第に巡流させてい（「大将もとのかはらけをとりて、しだいにじゆむりうあり」）。永徳の義満天盃と永享の義教天盃は、ほぼ完全に一致していることがわかる

だろう。永享行幸が直接の先例とした永徳行幸においても、義満に天盃が下され、その際には敢えて「かわらけ」との表記が用いられたのである。⁽²⁵⁾

次に、応永一五年に挙行された北山殿行幸を確認しよう。

後小松天皇（「主上」）は「わか君」（義嗣）に目配せし（「主上御さかつきをとらせおはしまして、わか君に御けしきあれは、わか君座をたちて、御前にすすみて、かしこまりて、さふらひ給へは、御さかつきに更に御酒を入れたまはせ給ふ、わか君しやくをさして、御さかつきを給はりて、ほん座にかへりて、をのこともをめす」⁽²⁶⁾）、

後小松天皇（「主上」）は「わか君」（義嗣）に目配せし（「主上御さかつきをとらせおはしまして、わか君に御けしき」）、義嗣は天盃を賜つた（「わか君しやくをさして、御さかつきを給はり」）。足利家当主の義満ではなく、もう一人の主役とも言える義嗣に対するものであり、この相違は軽視できないが、北山殿行幸においても天盃儀礼が行われたという事実に変わりはない。

頭中将かはらけをもちてまいる、わか君ひざまづきて、御杯の御酒をかはらけにうつし入て、御さかつきをは頭中将にかへしたまふ、わか君のませ給てかはらけを座にをきて、南のはしをくだり給ふ、この程公卿みな座をたちて庭にそんきよせらる、関白もまつ座をたち給ふ、是は庭にくだり給はす、さてはしのまの東のほとりに立てはいし給さ

3 「カワラケ」の位置づけ

まにそ、みな人めをおとろかし侍る、まして御あるしの御心のうちを
しはかるへし、ふたうがてて、中門のきりつまよりのほりて、ほん座
にかへりつき給ふ、

そして「頭中将かはらけをもちてまいる、わか君ひさまつきて、御杯
の御酒をかはらけにうつし入て」とあるように、永徳の義満、永享の義
教と同じく、このときの義嗣も盃からカワラケに移しかえてから酒を飲
み干した。

つぎに藏人権弁家俊へいしをとりてまいる、わか君かはらけをとりて、
関白にさしたまへは、したいに巡流とかやあり、此天盃のきしきは昔
もまれなる事也、しかれども永徳の行幸に、いまの御あるしのたまは
り給し御れいとそうけたまはる、

さらに、カワラケを関白以下に伝え、巡流させている点まで義満や義
教と共に通している（「わか君かはらけをとりて、関白にさしたまへは、
したいに巡流とかやあり」）。

北山殿行幸においても天盃の際にはカワラケ（表記）が用いられてい
るのであり、従つて室町期に行われた足利家家長の邸宅への行幸におい
ては、必ず天盃が行われ、その際には例外なくカワラケが使用されたと
確定できる。

それでは、天盃にカワラケが用いられたことには如何なる意味があり、
カワラケの使用は義教など室町殿と天皇のいかなる関係を表象している
のだろうか。

まず最初に確認しておかなければならないのは、天盃においては、相
手が室町殿か否かにかかわらず、一貫してカワラケが用いられていたと
いう事実である。

寛弘三年三月四日、東三条より一条院に行幸ありけり、先家の賞をお
こなわれ、のち御作文管げんなど有けり、又盃酌の興もありけり、内
大臣御盃を奉らる、中納言俊賢卿、御銚子を取、左府天盃を給はりて、
れいの如くかはらけをうつしてのみて、南階をおりて拝舞有けり、⁽²⁷⁾

右の『古今著聞集』に収められた説話からわかるとおり、平安朝以来、
天盃にはカワラケが用いられていたのである。では、なぜ天盃にはカワ
ラケだったのか。

周知の通りカワラケについては、一九八〇年代末以降、様々な議論が
交わされてきた。筆者なりに、それらの研究動向をまとめると、概ね三
類型に分類できるかと思われる。

一つは藤原良章氏⁽²⁸⁾や小野正敏氏⁽²⁹⁾に代表される、カワラケを「都市的」「使い捨て」「呪術的」「武家的」と位置づける研究で、鎌倉や一乗谷で

の発掘事例を重視するところに特徴がある（二二）では、これらの方向性を持つ研究を「①A」とする。次に中井淳史氏⁽³⁰⁾の打ち出した方向性で、①Aに部分的な修正を迫るものである。饗宴のあり方については①Aを踏襲しながらも、カワラケ自体については全国各地で多様なあり方を示すことを強調し、また「使い捨て」「武家的」という要素については否定的な見解である（同じく「①B」とする）。さらに、①Aや①Bが発掘調査報告をベースに武家社会からのアプローチを試みるのに対し、文献を中心に公家社会におけるカワラケの使用例を検証する研究動向が存在する（②）。公家社会、宮廷社会における酒器・食器の使用例を文献から復元する、これらの研究は脇田晴子氏などに代表される⁽³¹⁾。

本稿は天皇の行幸を素材としているので、当然ながら参考すべきは②の研究動向による成果である。なかでも吉江崇氏による次の指摘が重要なとなる。

宮廷儀礼一般において、官人が天皇から酒盃を給わった場合には、酒を銀盃から土器に瀉して飲むのが通例で、飲酒後は庭中に降りて拝舞をおこなつた。

（略）

節会では（略）造酒司が朱器の盃で酒を催す。（略）一方、匂儀においては（略）酒番侍従が造酒司の準備した酒を土器の盃を使って勧める⁽³²⁾。

天盃においてカワラケの使用されることは、すでにここで言及されており、さらに氏は、（節会に対し）匂儀においてカワラケが用いられるとの指摘を加えている。そこで次に匂儀について考えてみると、吉田歛氏による研究がある。

侍従たちは奉獻によつて天皇への忠誠と従属を表現し、それに対しても天皇は支配者として賜宴によつて彼らに報いた（略）匂儀はこのようない支配と従属の関係を定期的に繰り返し確認していく儀式であった⁽³³⁾。

カワラケの用いられる場である匂儀とは、「支配と従属の関係を定期的に繰り返し確認していく」場であつたのである。このようなカワラケの性質は、実は①Aあるいは①Bの研究動向においても、同様に指摘されている。まず①Aを紐解くと、藤原氏は「〈かわらけ〉は、供宴を演じる重要な小道具であつた」と述べ、小野正敏氏も主殿における式三獻（盃事）を主従関係の確認・契約として位置づけている。また①Bの論者である中井氏は次のように述べる。

献盃儀礼と饗宴は表裏不可分の関係にあつた。人類学の概念を援用しつつ儀礼の意味を考察した鈴木康行の指摘に従うならば、両者はそれぞれ身分秩序を強化・確認する超日常的世界やそれを解体・融和する反日常的世界を形成する場として、相互補完的関係にあつたのである⁽³⁶⁾。

「カワラケの使用＝主従的人間関係の確認」という図式は、①Bにおいても追認されており、したがって、カワラケに関する全ての研究動向において、その使用が（武家でいうところの）「主従」の確認に連なるとの見解が導き出されているのである。

そしてカワラケ使用に象徴される「主従関係」とは、単なる「上下関係」ではなく、「直結した上下関係」を表象するであろうことは想像に難くない。

右のように確認した上で、永享行幸など足利家家長邸行幸における天盃でのカワラケ使用を、北朝天皇家と足利家の関係の中で位置づけてみると、まず天盃とは、足利家と天皇家とが主従関係にあることを明示する儀礼であったということになる。そして、足利家当主が天盃に預かったカワラケを摂関以下の群臣が巡流したという事実は、天皇家と諸臣の結合を介在する存在として足利家を位置づけることになつたであろう。

踏み込んだ言い方をすれば、唯一足利家のみが、天皇と直結する立場にあることを顯示することとなつたのである。

要するに、義教（+義満・義嗣）への天盃とは、前章で述べたような、足利家と北朝天皇家の（前者を従、後者を主とする）一体化を象徴的に演ずる儀礼であつたと結論づけられるのである。

おわりに

最後に、本稿の内容をまとめ直して、むすびとしたい。

①永享行幸における儀礼的場面において、義教は准現任摂関として振る舞うことをせず、一貫して、左大臣としての立場にあつた。したがって永享行幸とは、（左大臣である足利義満）が招聘した永徳行幸の再現であり、室町殿が持つ諸要素のうち、准摂関家としての家格や武家の長（右大将、征夷大将軍）としての側面ではなく、「左大臣」という要素を強調する行事であつたといえる。

②一方で義教は、行幸中の相対的に儀礼的要素の薄い場面において、簾中に伺候するという歴代足利家当主の中でも特筆すべき行動をとつたが、それは摂関あるいは元摂関という資格においてではなく、北朝天皇家のミウチとしての行動と考えられる。義満期にはみられなかつたミウチとしての行動を義教が行つたという事実は、足利家当主のミウチ化が、義満期以降、義持・義教期を通じて既成事実化されていつたことを意味し、そこから足利家と北朝天皇家の一体化を読み取ることができる。

③そのような足利家と北朝天皇家の一体化は、天盃におけるカワラケ使用からも理解できる。義教は後花園天皇の天盃に預かること（カワラケの用いられる場に身を置くこと）により、唯一足利家のみが、天皇と直結する立場にあることを象徴的に演出した。

本稿で明らかにした、「足利家と北朝天皇家とが（前者を従、後者を主とする）一体化」という状態こそ、中世後期の公武関係の、典型的な様式であつたのではないか。一つの仮説として提示しておきたい。

表A

①	二十一日	主上南殿に出御、内侍二人劔璽を持、関白御裾に候せらる。
②	③	主上乗御、関白被帖入御裾
④	二十六日	下御有て御簾の外に立せ給、関白御裾をたゞみ直て退候せらる。
⑤	二十五日	主上御引直衣にて出御なる、関白御簾に候て階の東の座に着給。
⑥	二十六日	左為に渡て後室町殿列をはなれさせ給ふ 〈此時家礼之公卿蹲居〉
⑦	二十一日	室町殿進み出させ給時、家礼公卿蹲居、南庭橘木の南に立せ給。
⑧	二十二日	主上御盆を取ましまして室町殿に有御目、揖して座を立せ給、家来の人動座、是に先立て衝重を高欄の下に取捨て、御前に候し給ふ
⑨	二十六日	室町殿聞召由にて御座下に置せ給て、揖して南階を降らせ給て御舞踏有、是にさきだちて家礼の公卿下庭、上傍に蹲居す
⑩	二十六日	次公卿下臍より置懐紙、室町殿御懐紙を置せ給ふ時、家礼之公卿動座
⑪	二十六日	室町殿南庭の橘の木の南に進み立せ給て 〈列をはなれる時、家礼之公卿蹲居〉
⑫	室町殿列をはなれて退入せ給時、家礼之公卿蹲居	室町殿行幸にみる足利義教の位置づけ

(1) たとえば、橋本雄「皇帝へのあこがれ—足利義教期の室町殿行幸にみる」

『アジア遊学』一一一、一二〇〇九)など。

(2) 拙稿「足利義持と後小松『王家』」(『史学雑誌』一一六編六号 一二〇〇七)、

同「足利義教と義満・義持」(『歴史学研究』八五二、一二〇〇九)など。

(3) 『群書類従』(帝王部)。以下、『永享九年十月二十一日行幸記』から引用する場合は、特に注を付さない。

(4) 拙稿「准摶闇家としての足利將軍家」(『史学雑誌』一一五編二号 一二〇〇六)。

(5) 拙稿「足利義教と義満・義持」(『歴史学研究』八五二、一二〇〇九)。

(6) 池享「聚樂第行幸における行列の意味」(『戦国・織豊期の武家と天皇』校倉書房 一二〇〇三、初出一九九三)、一二二二頁。

(7) 拙稿「室町時代の將軍と摶闇家」(『ヒストリア』二〇九、一二〇〇八)、九二頁。

(8) 池前掲注(6)論文、一二四頁。

(9) なお、引用箇所には「家礼公卿蹲居」という表現が見られる。室町期の「家礼」について、かつて家永遵嗣は「当時の公家儀礼の故美では四位・五位の家司が主人の家の職員として(略)行事の進行に関わる所役を勤め、公卿である家礼は主に客人として出席することで行事に関わった(略)摶闇家の故実に則つて編成された足利氏の家司の場合にも政所別当には殿上人を補すという常識があつたのである。(略)家礼は殿上人である間は家司に補任されて奉仕し、昇進して公卿になると家司を退任して公卿の家礼として奉仕するようになるというサイクルを推定することができる」(『足利義満と伝奏との関係の再検討』(『古文書研究』四一・四二、一九九五)、八四〇八五頁)と述べた。家永氏の議論の背景には、故実に規定される存在であるがゆえに四位・五位の殿上人で構成されざるをえない「家司」に

対して、「家礼」については故実に規定されない地位であり、三位以上の公卿層も含まれていたとの判断があるものと想像される。

家永氏の論説は、その後も桃崎有一郎氏による「足利義満の公家社会支配と『公方様』の誕生」(『ZEAMI・中世の芸術と文化』04 二〇〇七)などの理論的前提とされており、概ね好意的に継承されてきた。それに対し最近、菅原正子氏は「義満は多くの公家たちを家礼にして支配したのではなく、義満が家礼としたのは公卿より下のランクの殿上人・諸大夫であつた。また、「家礼」には、尊敬の礼を表すという意味があり、摂関家・大臣家に奉仕参勤する家礼と混同しないように注意する必要がある」として、家永氏の枠組みの全面的な見直しを迫る論考を発表した(「将軍足利義満と公家衆」『日本史研究』五七三、二〇一〇)、七八八頁)。氏によると義満期に検出される家礼は全て殿上人であり、公卿層の人々に関して「家礼」なる表現があるときは、「尊敬の礼を表す」という意味として使用されているに過ぎないという。つまり家永氏が(おそらくそれを継承した桃崎氏も)、「家司」に故実上の身分的規定を認めつつ、「家礼」については事実上その点を無視しているのに対し、菅原氏は「家礼」もまた、故実によつて厳格に拘束される存在であったと主張しているのである。

右の義満期における「家礼」に関する見解の相違に対し本稿でも義教期の立場から一言しておきたい。本史料における「家礼之公卿」に関する記述を一覧化したのが表Bである。表Bの表現を逐一確認した場合、「家礼」を全て「尊敬の礼を表す公卿」との意味で使用したと考えるのは、いささか無理があるようと思われる。この解釈によると、義教が列から離れる等の行動を起こした場合、その時々で、「義教に尊敬の礼を必要と感じた公卿だけが蹲踞した」と解釈せざるをえない。逆に言うと、他の公卿はその必要を感じなかつたので蹲踞しなかつたということになる。果たして、「恐

怖の世」とされていた当時の公卿に、そのような判断が可能であつただろうか。やはり、蹲居を必要とする地位にあつた公卿と、そうでない公卿が「家礼」と称されたことになるだろう。本史料には、行幸に供奉すべく義教が参内した際、「扈從の公卿」として、飛鳥井中納言(雅世)、別当(正親町三条実雅)、左兵衛権佐永豊朝臣(高倉永豊)、藏人右少弁資任(鳥丸資任)、右少将雅親(飛鳥井雅親)、右少将公綱(正親町三条公綱)などが列記されているが、彼ら武家昵近衆を中心とした一群が「家礼」の実体であり、そのうち公卿であるものが特に「家礼之公卿」と称されたものと思われる。

むろん菅原氏が述べるように「家司」のみならず「家礼」もまた故実に規定される存在であつたか否かについては更なる実証的研究が必要である。

(10) 池前掲注(6)論文、一二一四頁。

(11) 『増鑑』(第十 老のなみ)。

(12) 『増鑑』(第八 あすかがは)。

(13) 『増鑑』(第十五 むら時雨)。

(14) 『伏見天皇日記』正応二年三月二十五日条。

(15) 『増鑑』(第八 あすかがは)。

(16) 『文永七年宸筆八講記』一〇月三日条(『続群書類従』釈家部)。

(17) 『北山殿行幸記』(『大日本史料』第七編之九、八一四頁)。

(18) 同、八五五頁。

(19) 同、八五三頁。

(20) 『さかゆく花上』(『群書類従』帝王部)。

(21) 桜井英治『室町人の精神』(講談社 二〇〇一)、六四頁。

(22) 家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」『歴史学研究』八五二 一二〇〇九、四七頁。

(23) 脇田晴子「文献からみた中世の土器と食事」『国立歴史民俗博物館研究報告』七一 一九九七。

(24) 『さかゆく花上』三月一日条、以下同。

(25) 『さかゆく花上』『北山殿行幸記』『室町殿行幸記』には、表記上の共通性がみられ、後二者は『さかゆく花上』を強く意識して作成されたものと思われるが、本稿の考察結果に直接の影響は及ぼさないものと考える。

(26) 『北山殿行幸記』三月八日条、以下同。

(27) 『古今著聞集』(十八 飲食)。

(28) 藤原良章「中世の食器」〈かわらけ〉ノート『中世的思惟とその世界』

吉川弘文館 一九九七、初出一九八八)。

(29) 小野正敏『戦国城下町の考古学』(講談社 一九九七)。

(30) 中井淳史「饗宴文化と土師器」『宴の中世』高志書院 一二〇〇八)。

(31) 脇田前掲注(23)論文。

(32) 吉江崇「平安時代宮廷社会の〈土器〉」『史林』八九一六 一二〇〇七)。

(33) 吉田歛「句儀の成立と変質」『ヒストリア』一五二 一九九六)、九一頁。

(34) 藤原前掲注(28)論文、一九九頁。

(35) 小野正敏「戦国期の館・屋敷の空間構造とその意識」『信濃』四六一三 一九九四)。

(36) 中井前掲注(30)論文、一二五頁。

〔付記〕本稿は二〇一〇年度科学硏究費補助金による成果の一部である。